酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実施要領（平成 30 年 4 月 26 日付け 30 家改事(分)第 166 号）の一部改正新旧対照表

改正後	現　行
酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実施要領 平成 30 年 5 月 9 日付け 30 農畜機第 913 号承認 平成 30 年 4 月 26 日付け 30 家改事(分)第 166 号 【略】 一部改正　令和 6 年 4 月 10 日付け 6 農畜機第 278 号承認 一部改正　令和 6 年 4 月 8 日付け　6 家改事(分)第 40 号 一部改正　令和 7 年 5 月 8 日付け 7 農畜機第 944 号承認 一部改正　令和 7 年 4 月 24 日付け 7 家改事(分)第 135 号 前文【略】 第１　事業の内容 【略】 第２　事業の要件 １　生産者集団の要件 生産者集団は、３戸以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。 （１）～（４）　【略】 ２　乳用牛の飼養管理技術の指導等を受けることのできる者の要件 第１の事業の指導等を受ける者は独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和２２年法律第１	酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実施要領 平成 30 年 5 月 9 日付け 30 農畜機第 913 号承認 平成 30 年 4 月 26 日付け 30 家改事(分)第 166 号 【略】 一部改正　令和 6 年 4 月 10 日付け 6 農畜機第 278 号承認 一部改正　令和 6 年 4 月 8 日付け　6 家改事(分)第 40 号 前文【略】 第１　事業の内容 【略】 第２　事業の要件 生産者集団は、３戸以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。 （１）～（４）【略】 【新設】

改正後	現　行
３２号）第１１条の５１に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行う者を除く。）は、これに該当しないものとする。	
第３　事業の実施 １～２　【略】 ３　事業の実施期間 この事業の事業実施期間は、令和７年度とする。	第３　事業の実施 １～２　【略】 ３　事業の実施期間 この事業の事業実施期間は、令和６年度とする。
第４　事業の推進指導 １～２　【略】 ３　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 【削る。】	第４　事業の推進指導 １～２　【略】 ３　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 （１）この事業に参加しようとする酪農経営を営んでいる者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」に基づき、交付申請時に、「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートをその属する検定組合又は生産者集団等に提出するものとする。
【削る。】	（２）検定組合又は生産者集団等は、全ての酪農経営を営んでいる者から提出された当該チェックシートを収集し、当該酪農経営を営んでいる者が各取組を実施する旨を酪農経営を営んでいる者の一覧に記載して、当該一覧を改良事業団に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。
検定組合又は生産者集団等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６	（３）検定組合又は生産者集団等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和５年１２月２７日付け

改正後	現　行
環バ第２７８号大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、交付申請時及び変更承認申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを改良事業団に提出するものとする。 　また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを改良事業団に提出するものとする。	５環バ第３１１号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、交付申請時に「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを改良事業団に提出するものとする。
【削る。】	４　配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置 　検定組合又は生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする検定組合又は生産者集団等に属する酪農経営を営んでいる者が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。 （１）令和６年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和５０年２月１３日付け５０Ｂ第３０３号農林事務次官依命通知）第２の（１）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する基本契約及び配合飼料の価格差補塡に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。 （２）令和５年度及び令和６年度のいずれも契約を締結をしていない者であること。 （３）令和５年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和６年度に契約を締結していない者

改正後	現　行
第５　改良事業団の補助 【略】 第６　補助金の交付手続等 １～３　【略】 ４　事業の実績報告 検定組合又は生産者集団等は、事業を完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに別紙様式第４号の酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実績報告書を理事長に提出するものとする。 第７～第９　【略】	であること。 第５　改良事業団の補助 【略】 第６　補助金の交付手続等 １～３　【略】 ４　事業の実績報告 検定組合又は生産者集団等は、事業を完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに別紙様式第４号の酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実績報告書を、改良事業団理事長に提出するものとする。 ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日までとする。 第７～第９　【略】

改正後	現　行
別紙様式第１号 令和　　年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）補助金交付申請書 【本文　略】 記 １～４　【略】 ５　添付書類 （１）定款又はそれに準ずる組合規約等 （２）最近時点の業務報告書及び業務計画書 【（注）を末尾に移動】 （３）「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」 （注）添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。	別紙様式第１号 令和　　年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）補助金交付申請書 【本文　略】 記 １～４　【略】 ５　添付書類 （１）定款又はそれに準ずる組合規約等 （２）最近時点の業務報告書及び業務計画書 （注）（１）及び（２）の添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。 （３）酪農経営を営んでいる者から提出された「みどりのチェックシート（畜産）」の一覧

改正後	現　行
別紙様式第２号　【略】 別紙様式第３号　【略】 別紙様式第４号 令和　　年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実績報告書 本文及び記の１～５　【略】 ６　添付書類 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」 別紙様式第５号　【略】	別紙様式第２号　【略】 別紙様式第３号　【略】 別紙様式第４号 令和　　年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実績報告書 本文及び記の１～５　【略】 【新設】 別紙様式第５号　【略】

附　則（令和７年４月２４日付け７家改事(分)第１３５号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和７年４月１日から適用する。